

教本の内容等（高齢者講習用教本）

1 教本の規格等

- (1) 規格
A 4 版・A 5 版又は B 5 版（100ページ程度）
- (2) 印刷
カラー印刷とする。
- (3) 冊数
1 冊（分冊は不可）

2 内容

- (1) 本文については、次に掲げる内容を満たしたものであり、図表及びイラスト等を用いて正確にまとめられたもので、かつ、わかりやすく解説されたものであること。
- (2) 最近における道路交通法令の改正の概要
最近 3 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。その際、高齢運転者に関するものは、詳細に解説すること。
- (3) 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項
先進安全自動車（A S V）等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。
- (4) 交通公害、地球温暖化の防止等
交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ(エコドライブ普及連絡会策定)」等の最新の内容を中心に解説すること。
- (5) 安全な運転に必要な実践的な知識
高齢運転者に多い交通事故の特徴を踏まえて、その防止方策等を中心に、以下の項目についてイラスト等を用いて解説すること。
 - ア 危険予測の心構え
駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。
 - イ 危険予測の方法
視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを基に人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が次にどのような行動をするかについて、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。
 - ウ 死角
自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差

点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

(6) 高齢運転者の安全に関する知識(高齢運転者の運転特性)

ア 一般的特性

一般の道路や高速道路等の自動車専用道路における高齢運転者の事故の傾向(自転車による事故の傾向を含む。)、運転特性について解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

イ 視力と加齢

運転に必要な情報入手の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

ウ 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

エ 病気と加齢

高齢者に比較的多く発症する病気の症状についてイラスト等を用いて解説すること。その際、運転行動との関係についても言及すること。

(7) 飲酒運転の根絶

体内におけるアルコールの分解の基礎知識、飲酒運転による事故の傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

(8) 事故時の対応と応急救護処置

負傷者の救護(119番への通報含む。)、道路の危険の防止、警察への通報について、イラスト等を用いて解説するとともに、一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生(そせい)法委員会策定の「救急蘇生(そせい)法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(9) 高齢運転者と運転免許制度

高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査、臨時適性検査、運転免許証の返納制度及び運転経歴証明書の概要や目的等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、高齢者講習の受講期間等についても言及すること。

(10) 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び3章を除く。)の内容を、イラスト等を用いて記載すること。

(11) その他

ア メモ欄等

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄等を設ける

こと。

イ 交通事故情勢等に応じたトピックの記載

その時々の交通情勢を踏まえ、自転車の通行モラルや事故の増加に関する内容のほか、交通弱者の保護に関する内容等を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。